

介護報酬の算定構造

介護サービス

:令和3年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		身体介護の(2)~(4)に引き続き生活援助を行った場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	共生型訪問介護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満	所要時間が20分から起算して5分を増すごとに+34単位(207単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	特定事業所加算(Ⅴ) +3/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位
	(2) 20分以上30分未満										
	(3) 30分以上1時間未満										
	(4) 1時間以上										
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満	所要時間が20分から起算して5分を増すごとに+34単位(207単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	特定事業所加算(Ⅴ) +3/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位
	(2) 45分以上										
ハ 通院等乗降介助											

二 初回加算 (1月につき +200単位)

ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)

ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき +3単位)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき +4単位)

イ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×100/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×55/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき (3)の90/100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき (3)の80/100)	

ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×42/1000)	

「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該基準額の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、訪問介護費のイからヘまで及び「身体介護に引き続き生活援助を行った場合」について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,280単位)	×95/100	×90/100	事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計			
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計			

「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該事業所の単位数を算入
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能
 ※ 令和3年9月30日までの間は、訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算
	(2) 30分未満 (470単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (821単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)													
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100													
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
	(2) 30分未満 (398単位)													
	(3) 30分以上1時間未満 (572単位)													
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)													
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,954単位)	×99/100	標準看護による訪問が1回でもある場合				+800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位	-97単位		
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)													
チ サービス提供体制強化加算	(1) イ及びロを算定する場合 (Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位) (2) ロを算定する場合 (Ⅰ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位) (Ⅱ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)													

：「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の限、当該算定前の単位数を算入

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問看護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注		
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマニファスト加算(A) リハビリテーションマニファスト加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマニファスト加算(A)イ 1月につき +180単位 リハビリテーションマニファスト加算(A)ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマニファスト加算(B)イ 1月につき +450単位 リハビリテーションマニファスト加算(B)ロ 1月につき +483単位	
	介護老人保健施設の場合								1回につき 307単位
	介護医療院の場合								1回につき 307単位
ロ 移行支援加算		(1日につき 17単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算Ⅰ		(1回につき +6単位)						
	② サービス提供体制強化加算Ⅱ		(1回につき +3単位)						

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費Ⅰ (Ⅱ以外)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)		
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(2) 居宅療養管理指導費Ⅱ (在宅診療総合管理料 又は特定施設入居時等 医学総合管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+15/100	+10/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位)		
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)		
		(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)	+15/100	+10/100
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)		
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位)		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)		
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(3) (1)及び(2)以外の場合	(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)		
		(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (516単位)		
ハ 薬剤師が行う場合 (月4回を限度)	(3) (1)及び(2)以外の場合	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)		
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (440単位)		
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合	(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (455単位)		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(2) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (361単位)		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (325単位)		
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(3) (1)及び(2)以外の場合	(三) (一)及び(二)以外の場合 (294単位)		
		(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)		
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(2) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)		
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)		
ハ 薬剤師が行う場合 (月4回を限度)	(3) (1)及び(2)以外の場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (379単位)		
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合	(三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位)		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (455単位)		
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)		

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

※ 令和3年9月30日までの間は、居宅療養管理指導費のイからホまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	居室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算		
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (890 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(他を考慮しない場合は14日)を限度)	+120単位	
			要介護2 (741 単位)							
		b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (717 単位)							
			要介護2 (770 単位)							
		c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (708 単位)							
			要介護2 (755 単位)							
	d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護1 (796 単位)								
		要介護2 (846 単位)								
	e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (829 単位)								
		要介護2 (882 単位)								
	f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (818 単位)								
		要介護2 (870 単位)								
	(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (811 単位)							
			要介護2 (866 単位)							
b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>		要介護1 (719 単位)								
		要介護2 (783 単位)								
(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>		要介護1 (846 単位)	×97/100							
		要介護2 (899 単位)								
(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (836 単位)									
	要介護2 (888 単位)									
(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (836 単位)									
	要介護2 (888 単位)									
(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (846 単位)									
	要介護2 (899 単位)									
(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (836 単位)									
	要介護2 (888 単位)									
(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (836 単位)									
	要介護2 (888 単位)									
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)								+60単位
	(二) 4時間以上6時間未満	(926 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,289 単位)								
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I)	(1日につき 3単位を加算)								
	(二) 認知症専門ケア加算 (II)	(1日につき 4単位を加算)								
(6) 特定診療費										
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I)	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II)	(1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III)	(1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V)	(1月につき +(三)の80/100)								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(1月につき +所定単位×11/1000)								

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注：介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能
注：令和3年9月30日までの期は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の半分の率に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注	注	
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1040 単位)	×70/100	×90/100		×90/100			
			要介護2 (1100 単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1150 単位)								
		要介護2 (1210 単位)									
		要介護3 (1260 単位)									
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1050 単位)							
			要介護2 (1120 単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1100 単位)								
		要介護2 (1170 単位)									
		要介護3 (1230 単位)									
	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (1070 単位)								
		要介護2 (1140 単位)									
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (1120 単位)								
		要介護2 (1190 単位)									
		要介護3 (1260 単位)									
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (940 単位)									
	要介護2 (1010 単位)										
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (990 単位)									
	要介護2 (1060 単位)										
	要介護3 (1130 単位)										
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (950 単位)									
	要介護2 (1020 単位)										
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (990 単位)									
	要介護2 (1060 単位)										
	要介護3 (1130 単位)										
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要介護1 (780 単位)	×70/100	×90/100		×90/100					
(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II) <多床室>	要介護1 (830 単位)										
要介護2 (880 単位)											
要介護3 (930 単位)											
要介護4 (980 単位)											
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (1170 単位)	×70/100	×90/100					×97/100
			要介護2 (1230 単位)								
		b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1170 単位)								
		要介護2 (1230 単位)									
		要介護3 (1300 単位)									
	一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (1110 単位)							
			要介護2 (1180 単位)								
		b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1110 単位)								
		要介護2 (1180 単位)									
		要介護3 (1250 単位)									
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 (670 単位)	×70/100	×90/100								
(二) 4時間以上6時間未満 (827 単位)											
(三) 6時間以上8時間未満 (1280 単位)											
(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)										
	(9) 介護職員等特定処遇改善加算		(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)						

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

注：介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員等特定処遇改善加算(II)については、令和4年3月31日まで算定可能
注：令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1-2 (1,076単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3-4-5 (1,398単位)					
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1-2 (539単位)					
			要介護3-4-5 (698単位)					
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1-2 (323単位)					
			要介護3-4-5 (418単位)					
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1-2 (1,076単位)		+15/100	+10/100		
			要介護3-4-5 (1,398単位)					
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1-2 (522単位)					
			要介護3-4-5 (677単位)					
		(三) 居宅介護支援費(ⅲ)	要介護1-2 (313単位)					
			要介護3-4-5 (406単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +505単位)						
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +407単位)						
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +309単位)						
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +100単位)						
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)								
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +200単位)						
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +100単位)						
△ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)						
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)						
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)						
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)						
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)						
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合	(+400単位)						

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、居宅介護支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

注 外泊時費用	入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
注 試行的退院サービス費	入院患者に対して居室における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定（(2)及び(4)の基本単位数に限る。）		
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)			
(6) 退院時指導等加算 (※3)	(一) 退院時指導加算	A 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の生活期に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		B 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	
		C 退院時指導加算 (400単位)	
		D 退院時情報提供加算 (500単位)	
		E 退院前連携加算 (600単位)	
		F 退院前連携指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として、300単位を算定)	
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として、300単位を算定)			
(7) 居宅要介護改善加算 (※3)	(1月につき、300単位を算定)	注 居宅要介護改善加算(1)及び(2)は、居宅介護支援事業者による居宅訪問介護・居宅訪問看護を算定している場合は、算定しない。	
(8) 経口移行加算 (※3)	(1日につき、28単位を算定)	注 居宅要介護改善加算(1)及び(2)は、算定しない。	
(9) 経口維持加算 (※3)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき、400単位を算定)	注 居宅要介護改善加算(1)及び(2)は、居宅訪問介護・居宅訪問看護を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)は算定しない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき、100単位を算定)		
(10) 口腔衛生管理加算 (※3)	(1月につき、90単位を算定)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入院患者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入院患者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(11) 療養加算	(1回につき、6単位を算定(1日に3回を限度))		
(12) 在宅介護支援研修加算 (※3)	(1日につき、10単位を算定)		
(13) 特定助産師 (※3)			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき、3単位を算定)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき、4単位を算定)		
(15) 認知症行動・心理状態観察対応加算	(入院後7日以内、1日につき200単位を算定)		
(16) 膝せつ々加算 (※3)	(1月につき、100単位を算定)		
(17) 在宅介護支援加算(1)(2)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
(18) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき、22単位を算定)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、18単位を算定)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、6単位を算定)		
(19) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位数×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位数×10/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき、+(三)の90/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき、+(三)の90/100)		
(20) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、(1)から(18)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位数×11/1000)		

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過増減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等増減算を適用しない。
 ※ 一定の要件を満たす入院患者の数が現準に達しない場合には、(※3)を適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、令和4年3月1日までの適用とする。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)は、令和4年3月1日までの適用とする。
 ※ 令和3年3月30日までの間は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、所定単位数の千分の十一に相当する単位数を算定する。

注 外泊時費用		入院患者に対して居室における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)		
(4) 退院時指導等加算 (※1)	(一) 退院時指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)
		c 退院時指導加算 (400単位)
		d 退院時情報提供加算 (500単位)
		e 退院前連携加算 (500単位)
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)		注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
(5) 居宅要/スク改善加算 (※1) (1日につき 300単位を加算)		注 改善事項の基準を満たさない場合及び居口移行加算・居口維持加算を算定している場合は、算定しない。
(6) 居口移行加算 (※1) (1日につき 28単位を加算)		注 改善事項の基準を満たさない場合は、算定しない。
(7) 居口維持加算(※1)	(一) 居口維持加算(Ⅰ) (1日につき 400単位を加算)	注 改善事項の基準を満たさない場合又は居口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 居口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
	(二) 居口維持加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算)	
(8) 口腔衛生管理加算 (※1) (1月につき 90単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
(9) 栄養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(10) 在宅復帰支援機能加算 (※1) (1日につき 10単位を加算)		
(11) 特定診療費 (※1)		
(12) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
(13) 認知症行動・心理状態評価対応加算 (2週間7日限り 1日につき200単位を加算)		
(14) 接せつ支援加算 (※1) (1月につき 100単位を加算)		
(15) 安全対策体制強化加算(※1) (入院患者1人につき1回を限度として200単位を算定)		
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×80/100)	
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×11/1000)	

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が標準に満たない場合には、(※1)を適用しない。
 ※ 安全対策体制強化加算(Ⅰ)については令和3年10月1日から、改善事項の基準を満たさない場合の算定については令和6年4月1日から適用する。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、所定単位数の千分の千二に相当する単位数を算定する。

4 介護医療院サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
移動を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		人寄せの数が入居者の定員を超える場合	医師、薬剤師、看護師、介護職員、介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に満たない看護職員を兼用して得た数未達の場合	実働のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体別未達整備がある場合	身体拘束禁止未実施減算	安全基準未遵守減算	品質要件の未遵守減算	看護環境の基準(前下)を満たさない場合	看護環境の基準(療養室)を満たさない場合	移動を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	若年包括型入居者受入加算	
イ Ⅰ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	悪介護1 (774 単位)										
		悪介護2 (934 単位)											
		悪介護3 (1,060 単位)											
		悪介護4 (1,181 単位)											
		悪介護5 (1,251 単位)											
		悪介護6 (1,272 単位)											
	(2) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ) <従来型個室>	悪介護1 (812 単位)										
		悪介護2 (974 単位)											
		悪介護3 (1,100 単位)											
		悪介護4 (1,221 単位)											
		悪介護5 (1,291 単位)											
		悪介護6 (1,312 単位)											
ロ Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	悪介護1 (804 単位)										
		悪介護2 (966 単位)											
		悪介護3 (1,092 単位)											
		悪介護4 (1,213 単位)											
		悪介護5 (1,283 単位)											
		悪介護6 (1,304 単位)											
	(2) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ) <従来型個室>	悪介護1 (842 単位)										
		悪介護2 (1,004 単位)											
		悪介護3 (1,130 単位)											
		悪介護4 (1,251 単位)											
		悪介護5 (1,321 単位)											
		悪介護6 (1,342 単位)											
ハ 特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1) Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅰ型特別介護医療院サービス費 <従来型個室>	悪介護1 (796 単位)										
		悪介護2 (958 単位)											
		悪介護3 (1,084 単位)											
		悪介護4 (1,205 単位)											
		悪介護5 (1,275 単位)											
		悪介護6 (1,296 単位)											
	(2) Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅱ型特別介護医療院サービス費 <従来型個室>	悪介護1 (834 単位)										
		悪介護2 (996 単位)											
		悪介護3 (1,122 単位)											
		悪介護4 (1,243 単位)											
		悪介護5 (1,313 単位)											
		悪介護6 (1,334 単位)											
ニ ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	悪介護1 (842 単位)										
		悪介護2 (1,004 単位)											
		悪介護3 (1,130 単位)											
		悪介護4 (1,251 単位)											
		悪介護5 (1,321 単位)											
		悪介護6 (1,342 単位)											
	(2) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	悪介護1 (880 単位)										
		悪介護2 (1,042 単位)											
		悪介護3 (1,168 単位)											
		悪介護4 (1,289 単位)											
		悪介護5 (1,359 単位)											
		悪介護6 (1,380 単位)											
ホ ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	悪介護1 (880 単位)											
		悪介護2 (1,042 単位)											
		悪介護3 (1,168 単位)											
		悪介護4 (1,289 単位)											
		悪介護5 (1,359 単位)											
		悪介護6 (1,380 単位)											
	(2) 経路別ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費 <ユニット型個室の多床室>	悪介護1 (918 単位)											
		悪介護2 (1,080 単位)											
		悪介護3 (1,206 単位)											
		悪介護4 (1,327 単位)											
		悪介護5 (1,397 単位)											
		悪介護6 (1,418 単位)											
ヘ ユニット型特別介護医療院サービス費(1日につき)	(1) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室>	悪介護1 (781 単位)										
		悪介護2 (943 単位)											
		悪介護3 (1,069 単位)											
		悪介護4 (1,190 単位)											
		悪介護5 (1,260 単位)											
		悪介護6 (1,281 単位)											
	(2) 経路別ユニット型Ⅰ型特別介護医療院サービス費 <ユニット型個室の多床室>	悪介護1 (819 単位)											
		悪介護2 (981 単位)											
		悪介護3 (1,107 単位)											
		悪介護4 (1,228 単位)											
		悪介護5 (1,298 単位)											
		悪介護6 (1,319 単位)											

注 外泊時費用	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居宅における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定	
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算 (1日につき +30単位)		
チ 再入所時栄養連携加算 (※2) (入所者1人につき1回を限度として200単位を算定)	注 栄養管理の実施を怠らない場合は、算定しない。	
リ 退所時指導等加算 (※2)	(一) 退所時等指導加算	注 退所後の実態を踏まえた場合、算定しない。
	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
	b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
	c 退所時指導加算 (400単位)	注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	d 退所時情報提供加算 (500単位)	
e 退所前連携加算 (500単位)		
(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
ウ 栄養マネジメント強化加算 (1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の実施を怠らない場合は、算定しない。	
エ 経口移行加算 (※2) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の実施を怠らない場合は、算定しない。	
オ 経口維持加算 (※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の実施を怠らない場合は経口経口加算を算定している場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
カ 口腔衛生管理加算 (※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合
キ 療養加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ク 在宅復帰支援機能加算 (※2) (1日につき 10単位を加算)		
ク 特別診療費 (※2)		
ケ 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	
	イ 特定治療	
コ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)	
コ 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)		
ケ 重症認知症患者養護体制加算	(一) 重症認知症患者養護体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)	
	(二) 重症認知症患者養護体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)	
コ 排せつ支援加算 (※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)	
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算)	
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)	
	(4) 排せつ支援加算(Ⅳ) (1月につき 100単位を加算)	
コ 自立支援加算(※2) (1月につき 300単位を加算)		
コ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算)	
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)	
コ 認知症専任巡回加算(※2) (入所後90日に限り、1日につき60単位を加算)		
コ 安全対策加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)	
コ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)	
コ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×11/1000)	

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。
※ 安全管理体制未実施減算については令和3年10月1日から、実費がマネジメント費を要していない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。
※ 排せつ支援加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅶ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和6年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、介護医療院サービス費のイからエまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:令和3年4月改定箇所

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護予防訪問入浴介護費
 - 2 介護予防訪問看護費
 - 3 介護予防訪問リハビリテーション費
 - 4 介護予防居宅療養管理指導費
 - 5 介護予防通所リハビリテーション費
 - 6 介護予防短期入所生活介護費
 - 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
 - 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
 - 9 介護予防福祉用具貸与費
- II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造
 - 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 852単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算						
	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算						
	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算						注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×58/1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×42/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×23/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算						注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×21/1000)					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×15/1000)					

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

[脚注]
 1. 単位数算定記号の説明
 +○○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○○単位
 -○○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○○単位
 ×○○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○○/100
 +○○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × ○○○/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合又は深夜の場合 +25/100	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	利用と算定した日のうち、介護予防訪問看護を行う日数を算定し、その日数のうち、介護予防訪問看護を行う日数を算定する。	
(2) 30分未満 (450単位)														
(3) 30分以上1時間未満 (792単位)														
(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,087単位)														
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100 (283単位)														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	利用と算定した日のうち、介護予防訪問看護を行う日数を算定し、その日数のうち、介護予防訪問看護を行う日数を算定する。	
(2) 30分未満 (381単位)														
(3) 30分以上1時間未満 (552単位)														
(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)														
ハ 初回加算	(1月につき +300単位)													
ニ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)													
ホ 看護体制強化加算	(1月につき +100単位)													
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) 特別地域介護予防訪問看護加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)													
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)													
※ 「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目 (事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合)を算定する場合は、支給限度管理の対象となる。当該算定の単位数を算入。 ※ 1月以内の2回目を以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問看護費のイ及びロについて、算定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。														

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注			
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合 介護医療院の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	短期集中リハビリテーション実施加算 1日につき +200単位	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合 -50単位	利用と算定した日のうち、介護予防訪問リハビリテーションを行う日数を算定し、その日数のうち、介護予防訪問リハビリテーションを行う日数を算定する。
ロ 事業所評価加算	(1月につき 120単位を加算)								
ハ サービス提供体制強化加算	(1) 特別地域介護予防訪問看護加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)								
※ 「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目 (事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合)を算定する場合は、支給限度管理の対象となる。当該算定の単位数を算入。 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問リハビリテーション費のイについて、算定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。									

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注 特別地域の介護予防居宅療養管理指導加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 要員が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費【I】 (【II】以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (445単位)			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費【II】 (在宅福祉学協会管理料又は特定施設入居者生活介護等認定料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (289単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (286単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ロ 専科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (216単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (186単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (140単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 認知又は診察的薬剤師が行う場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (265単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (216単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (279単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (217単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (279単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (241単位)			
注 特別な薬剤の投薬が行われている住宅の利用者又は居住者施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合					
注 +100単位					
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該施設が在宅療養支援事業等の認定を受けた場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
	(2) 当該施設が在宅療養支援事業等の認定を受けていない場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (524単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (486単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
ホ 専科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (251単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (226単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (234単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)については、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防居宅療養管理指導費のみが適用でき、認定施設数の平均の年一に相当する総回数を算定する。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注				
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した月の属する月から6月を起算して12月を起算した期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合		
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	(2,053単位)	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	+240単位	-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,053単位)						-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1	(2,053単位)						-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算		(1月につき 225単位を加算)								
ハ 栄養アセスメント加算		(1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算		(1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		(1月につき 150単位を加算)							
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		(1月につき 160単位を加算)							
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)							
チ 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)								
リ 科学的介護推進体制加算		(1月につき 40単位を加算)								
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 88単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)							
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	(1月につき 72単位を加算)						
ネ サービス提供体制強化加算	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援2	(1月につき 144単位を加算)							
		要支援1	(1月につき 24単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 48単位を加算)							
シ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×47/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×34/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×19/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)								
ソ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)								

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 生活行為向上リハビリテーション実施加算及び生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算については、令和3年3月31日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防通所リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
			採勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超えない場合	介護・看護職員の員数が基準を満たさない場合	多数のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等、ユニット内における体制が未整備である場合	共生型介護予防短期入所生活介護を行う場合	生活相談員配置等加算	注	注	注	注	注
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〔従来型個室〕	要支援1 (418 単位)										
		要支援2 (358 単位)											
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〔多床室〕	要支援1 (418 単位)	×97/100	×70/100	×70/100							
		要支援2 (358 単位)											
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〔従来型個室〕	要支援1 (442 単位)										
		要支援2 (382 単位)											
	(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 〔多床室〕	要支援1 (442 単位)										
		要支援2 (382 単位)											
ハ 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
ニ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)													
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)													
ホ サービス提供体制強化加算													
① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)													
② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)													
③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
ヘ 介護職員処遇改善加算													
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×83/1000)													
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×60/1000)													
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位×33/1000)													
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)													
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)													
ト 介護職員等特定処遇改善加算													
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位×27/1000)													
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位×23/1000)													
注：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目 ※1：介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能 ※2：令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。													

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注	
		移動を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定員 を超過する場合	医師、看護師 、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は言語 聴覚士の員数が 基準に満たない 場合	常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置してい ない等ユニットア reaにおける体制 が未整備である 場合	移動職員配置 加算	個別リハビリテ ーション実施加算	認知症行動心 理状態緊急対 応加算	新年性認知症 利用者受入加 算	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅 療養支援機能 加算(Ⅱ)	利用者に対して 送迎を行う場合
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 (577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	片道につき +184単位
		要支援2 (721 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 (519 単位)									
		要支援2 (762 単位)										
	c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 (610 単位)										
	要支援2 (768 単位)											
	d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 (538 単位)										
	要支援2 (817 単位)											
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (581 単位)									
		要支援2 (725 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 (519 単位)									
		要支援2 (778 単位)										
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (581 単位)									
		要支援2 (725 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 (519 単位)									
		要支援2 (778 単位)										
(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (564 単位)										
	要支援2 (706 単位)											
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (538 単位)										
	要支援2 (752 単位)											
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 (521 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +24単位	1日につき +200単位 (7日間で 限度)	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	片道につき +184単位
		要支援2 (672 単位)										
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 (566 単位)									
		要支援2 (828 単位)										
		c 経路的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要支援1 (521 単位)									
		要支援2 (672 単位)										
		d 経路的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要支援1 (566 単位)									
		要支援2 (828 単位)										
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (549 単位)									
		要支援2 (810 単位)										
		b 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 (566 単位)									
		要支援2 (810 単位)										
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (549 単位)									
		要支援2 (810 単位)										
		b 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 (549 単位)									
		要支援2 (810 単位)										
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (508 単位)										
	要支援2 (764 単位)											
	b 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (508 単位)										
	要支援2 (764 単位)											

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)
③ 総合医字管理加算		(利用中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)
④ 療養食加算		(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
⑤ 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
⑥ 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)
	(二) 特定治療	
⑦ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
⑧ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×29/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80/100)
⑨ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)

注
所定単位は、(1)から(2)までにより算出した単位数の合計

「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅱ)については、令和3年9月30日まで算定可能
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (519 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
			要支援2 (652 単位)							
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A>	要支援1 (547 単位)							
			要支援2 (679 単位)							
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B>	要支援1 (538 単位)							
			要支援2 (670 単位)							
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 (577 単位)								
		要支援2 (731 単位)								
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A>	要支援1 (610 単位)								
		要支援2 (764 単位)								
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B>	要支援1 (599 単位)								
		要支援2 (753 単位)								
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (461 単位)							
			要支援2 (576 単位)							
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (526 単位)									
	要支援2 (664 単位)									
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (603 単位)	×97/100							
		要支援2 (759 単位)								
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A>	要支援1 (630 単位)								
		要支援2 (787 単位)								
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B>	要支援1 (621 単位)								
		要支援2 (777 単位)								
	(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (603 単位)								
		要支援2 (759 単位)								
	(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A>	要支援1 (630 単位)								
		要支援2 (787 単位)								
	(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B>	要支援1 (621 単位)								
		要支援2 (777 単位)								
(3) 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
(4) 認知症専門ケア加算										
(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
(5) 特定診療費										
(6) サービス提供体制強化加算										
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)										
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)										
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
(7) 介護職員処遇改善加算										
(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×26/1000)				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000)										
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×10/1000)										
(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)										
(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)										
(8) 介護職員等特定処遇改善加算										
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000)				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×11/1000)										

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (831 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要支援2 (997 単位)						
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (941 単位)						
			要支援2 (1,099 単位)						
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (767 単位)					
				要支援2 (941 単位)					
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 (826 単位)						
			要支援2 (1,021 単位)						
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (745 単位)						
			要支援2 (912 単位)						
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (804 単位)						
			要支援2 (994 単位)						
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (732 単位)					
				要支援2 (896 単位)					
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (791 単位)					
				要支援2 (977 単位)					
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (671 単位)					
				要支援2 (835 単位)					
			b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (780 単位)					
				要支援2 (940 単位)					
(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>				要支援1 (577 単位)					
				要支援2 (742 単位)					
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (637 単位)								
	要支援2 (822 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (961 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要支援2 (1,120 単位)						
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (961 単位)						
			要支援2 (1,120 単位)						
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (851 単位)					
				要支援2 (1,048 単位)					
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (851 単位)						
			要支援2 (1,048 単位)						
								×97/100	

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (182 単位) 要支援2 (311 単位)	×70/100		-18単位 -31単位	1日につき +200単位 1月につき +2000単位 ※ただし、個別機能 評価加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +200単位 1月につき +2000単位	1日につき +200単位 1月につき +2000単位		
外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 120単位)		×70/100											指定訪問介護 ・1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 112単位 ・1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 212単位 ・1週に3回を超える訪問介護が必要とされた者 (要支援1である者に限る) 312単位 指定通所介護 ・要支援1 120単位 ・要支援2 120単位 介護予防訪問看護及び介護予防通所サービス 通常のサービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所リハビリテーションの選択的サービス(運動器機能 向上、交流活動、口腔機能向上)の加算が可) 介護予防福祉用具費 介護予防福祉用具費と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分別限度基準 を適用とする。 ※訪問介護サービスについては、「指定訪問介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号訪問事業)」によるものがある。 ※通所介護サービスについては、「指定通所介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号通所事業)」によるものがある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)												
ニ サービス提供体制強化加算	1 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 20単位を加算) 2 サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) 3 サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)												
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +3/980/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +3/980/100)				※ 所定単位は、イからニまでより算定した単位数の合計								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)				※ 所定単位は、イからニまでより算定した単位数の合計								

※ 原簿額 要支援1 5,637単位
要支援2 10,531単位
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和4年3月31日までの間、介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、及びイを算定する介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合の指定訪問介護及び指定通所介護について、所定単位数の平均率に相当する単位数を算定する。

9 介護予防福祉用具費

基本部分	特別地域介護予防福祉用具費加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具費 (※に指定介護予防福祉用具費と申し 出た費用(機能付器具事業所の所在地に選 用される1単位の単位で算定した単位数) 電子機器 歩行器 椅子補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排気処理装置	電子機器 歩行器 椅子補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排気処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で算定した単位数を加算 (個々の用具ごとに算定する) (100/1006限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単位で算定した単位数を加算 (個々の用具ごとに算定する) (2/3を限度)

※ 特別地域介護予防福祉用具費加算、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目
 ※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排気処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(438単位)
ロ 初回加算	(1月につき +300単位)
ハ 委託連携加算	(+300単位)

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和3年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,697 単位)	×98/100	注	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
		要介護2 (10,168 単位)		-62単位							
		要介護3 (16,883 単位)		-111単位							
		要介護4 (21,357 単位)		-184単位							
		要介護5 (25,829 単位)		-233単位							
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,312 単位)		-91単位							
		要介護2 (12,985 単位)		-141単位							
		要介護3 (19,821 単位)		-216単位							
		要介護4 (24,434 単位)		-266単位							
		要介護5 (29,601 単位)		-322単位							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,697 単位)	-62単位									
	要介護2 (10,168 単位)	-111単位									
	要介護3 (16,883 単位)	-184単位									
	要介護4 (21,357 単位)	-233単位									
	要介護5 (25,829 単位)	-281単位									
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であつて訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)											
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)										
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)										
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										
ヌ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)										

：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算入前の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- 単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- △単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 588単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 792単位)					
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,800単位)	事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100					
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)				
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、夜間対応型訪問介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注		注		注	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要介護1 (10,433 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護2 (15,318 単位)							
要介護3 (22,283 単位)									
要介護4 (24,593 単位)									
要介護5 (27,117 単位)									
要介護1 (9,491 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護2 (13,502 単位)								
	要介護3 (20,076 単位)								
	要介護4 (22,158 単位)								
	要介護5 (24,433 単位)								
	要介護1 (570 単位)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)							
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ)		(1月につき 800単位を加算)					
		(2) 認知症加算(Ⅱ)		(1月につき 500単位を加算)					
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間を限度))									
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)							
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)		(1月につき 900単位を加算)					
		(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)		(1月につき 700単位を加算)					
		(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)		(1月につき 480単位を加算)					
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)							
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)							
レ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)							
ル 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき +100単位)					
		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)					
ロ経:栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)									
ロ サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)					
		(2) ロを算定している場合		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)					
				(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					
				(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 25単位を加算)					
				(五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (1日につき 21単位を加算)					
				(六) サービス提供体制強化加算(Ⅵ) (1日につき 12単位を加算)					
ロ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×102/1000)		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計			
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×74/1000)					
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×41/1000)					
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(3)の90/100)					
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(3)の80/100)					
ロ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計			
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×12/1000)					
：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目									
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入									
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能									
※ 令和3年9月30日までの間は、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。									

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (224 単位) 要介護2 (200 単位) 要介護3 (224 単位) 要介護4 (224 単位) 要介護5 (224 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -80単位 -82単位 -84単位 -82単位 -79単位 -81単位 -82単位 -84単位	3ユニットで夜間を行う職員を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき +50単位
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (224 単位) 要介護2 (200 単位) 要介護3 (224 単位) 要介護4 (224 単位) 要介護5 (224 単位)						
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (224 単位) 要介護2 (200 単位) 要介護3 (224 単位) 要介護4 (224 単位) 要介護5 (224 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -80単位 -82単位 -84単位 -82単位 -79単位 -81単位 -82単位 -84単位	3ユニットで夜間を行う職員を2人以上とする場合	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき +25単位
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (224 単位) 要介護2 (200 単位) 要介護3 (224 単位) 要介護4 (224 単位) 要介護5 (224 単位)						
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定					
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下	(1日につき 72単位を加算)						
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下	(1日につき 144単位を加算)						
	(3) 死亡日以前2日又は3日	(1日につき 680単位を加算)						
	(4) 死亡日	(1日につき 1,280単位を加算)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)							
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき 39単位を加算)						
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき 49単位を加算)						
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき 59単位を加算)						
ホ 退居時相談援助加算	(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))							
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)						
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)						
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)						
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)						
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)							
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)							
ク 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))							
ル 科学的介護連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)							
エ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)						
ウ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)						
オ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31/1000)						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)						

注
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

注
所定単位数は、イからエまでにより算出した単位数の合計

注
所定単位数は、イからエまでにより算出した単位数の合計

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (224 単位)	看護・介護職員の人数が基準に満たない場合	身体拘束等禁止未実施加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算
	要介護2 (202 単位)														
	要介護3 (179 単位)														
	要介護4 (164 単位)														
	要介護5 (141 単位)														
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (224 単位)	x70/100	身体拘束等禁止未実施加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算	介護報酬等加算
要介護2 (202 単位)															
要介護3 (179 単位)															
要介護4 (164 単位)															
要介護5 (141 単位)															
ハ 送迎・送迎待機加算(イも算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)														
ニ 療養介護加算(イも算定する場合のみ算定)	(1) 要介護1(1日につき) 27単位を加算 (2) 死亡直前4日(1日につき) 144単位を加算 (3) 死亡直前3日(1日につき) 60単位を加算 (4) 死亡日(1日につき) 120単位を加算 (5) 要介護1(1日につき) 27単位を加算 (6) 要介護2(1日につき) 20単位を加算 (7) 要介護3(1日につき) 17単位を加算 (8) 要介護4(1日につき) 16単位を加算 (9) 要介護5(1日につき) 14単位を加算														
ホ 認知症専門ケア加算(イも算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)														
ヘ 認知症療養加算(イも算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)														
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 24単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)														
エ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×89/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)×980/1000) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)×880/1000)														
エ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×12/1000)														

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給標準額に含まれる。
 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の算定に当たっては、所定単位数の100%に算定する。介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)は、介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の算定に当たっては、所定単位数の100%に算定する。介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)は、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の算定に当たっては、所定単位数の100%に算定する。
 ※ 認知症療養加算は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の算定に当たっては、所定単位数の100%に算定する。

8 複合型サービス費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注			
			登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護費 特別地域看護小規模多機能型居宅介護費 特別地域看護小規模多機能型居宅介護費	特別地域看護小規模多機能型居宅介護費 特別地域看護小規模多機能型居宅介護費 特別地域看護小規模多機能型居宅介護費	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算 (1月につき)	訪問看護体制減算 (1月につき)	末期の悪化看護等により看護保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1月につき)	特別の指示により頻りに看護保険の訪問看護が行われる場合の減算 (1月につき)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要介護1 (12,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位	-30単位
		要介護2 (17,403 単位)								-925単位	-925単位	-30単位	-30単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護3 (24,424 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位	-30単位
		要介護4 (27,747 単位)								-925単位	-925単位	-30単位	-30単位
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)		要介護5 (31,236 単位)								-1,850単位	-1,850単位	-60単位	-60単位
		要介護1 (11,398 単位)								-925単位	-925単位	-30単位	-30単位
		要介護2 (15,993 単位)								-925単位	-925単位	-30単位	-30単位
		要介護3 (22,042 単位)								-925単位	-925単位	-30単位	-30単位
		要介護4 (25,000 単位)								-925単位	-925単位	-30単位	-30単位
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		要介護5 (570 単位)								-2,914単位	-2,914単位	-95単位	-95単位
		要介護2 (632 単位)								-925単位	-925単位	-30単位	-30単位
		要介護3 (766 単位)								-925単位	-925単位	-30単位	-30単位
		要介護4 (712 単位)								-925単位	-925単位	-30単位	-30単位
		要介護5 (838 単位)								-925単位	-925単位	-30単位	-30単位
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)												
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)												
ホ 認知症行動・心理状態変化認知加算(日常生活自立支援等)の場合のみ算定 (1日につき 200単位を加算(7日間を限度))													
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)													
ヒ 障害アセスメント加算 (イを算定する場合のみ算定)													
ハ 在宅学習加算 (イを算定する場合のみ算定)													
イ ロ 口腔・栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (1月につき 20単位を加算(6月に1回を限度))											
		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
ロ 口腔機能向上加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1回につき +150単位(月2回を限度))											
		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1回につき +180単位(月2回を限度))											
ハ 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)													
ニ 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定)													
イ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)											
		(2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)											
ロ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)													
イ 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算)											
		(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 2,500単位を加算)											
ロ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)													
ハ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)													
イ 介護マネジメント加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 介護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算)											
		(2) 介護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 12単位を加算)											
ロ 福祉の支援加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 福祉の支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)											
		(2) 福祉の支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算)											
		(3) 福祉の支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)											
ハ 在宅学習加算 (イを算定する場合のみ算定)													
ニ サービス提供体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)													
イ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)											
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)											
	(2) ロを算定している場合	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)											
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1月につき 250単位を加算)											
ロ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×102/1000)											
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×74/1000)											
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×41/1000)											
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき、+(3)×90/100)											
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき、+(3)×80/100)											
ハ 介護職員等特定処遇改善加算													
イ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×15/1000)											
		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×12/1000)											

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 所定単位は、イから上までにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イから上までにより算定した単位数の合計

※ 「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「緊急時訪問看護加算」「特別管理加算」「ターミナルケア加算」「看護体制強化加算」「訪問体制強化加算」「総合マネジメント体制強化加算」「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度額管理の対象外の際、イ(1)の単位数を算定

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能

※ 令和3年9月30日までの間は、複合型サービス費のイ及びロにおいて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,438 単位)		×70/100	×70/100	+15/100	+5/100
	要支援2 (6,948 単位)						
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,098 単位)	×70/100			+10/100	
	要支援2 (6,260 単位)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算)					
ニ 認知症行動・心理状態変化対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)					
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)					
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)					
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)					
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))					
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)					
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)					
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)					
ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき、+所定単位×102/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき、+所定単位×74/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき、+所定単位×41/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき、+(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき、+(3)の80/100)					
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき、+所定単位×15/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき、+所定単位×12/1000)					

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (760 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -75単位	3ユニットで夜勤を行う職員の数2人以上とする場合 1日につき-50単位	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき+50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき+25単位	認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき+200単位(7日間を限度)	若年性認知症利用者受入加算 1日につき+120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (748 単位)									
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (788 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -75単位	3ユニットで夜勤を行う職員の数2人以上とする場合 1日につき-50単位	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき+50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき+25単位	認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき+200単位(7日間を限度)	若年性認知症利用者受入加算 1日につき+120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (776 単位)									
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)									
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)									
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1日につき 100単位を加算)									
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき 200単位を加算)									
ト 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき +30単位を加算)										
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 30単位を加算)										
リ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)										
止 サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)									
ヲ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位数は、イから止までにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)									
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)									
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)									
リ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×31/1000)	注 所定単位数は、イから止までにより算定した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×23/1000)									

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロにおいて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。